

1 愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区の再指定

(1) 概要

ア	名称	愛鷹山鳥獣保護区特別保護地区
イ	区分	森林鳥獣生息地
ウ	区域	愛鷹山北側の、越前岳、呼子岳、鋸岳、位牌岳等に囲まれる区域
エ	面積	193 ヘクタール
オ	存続期間	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで(10年間)
カ	概要	裾野市西部に位置し、国有林の一部で、国立公園特別地域や県自然環境保全地域に指定された自然環境の豊かな地域である。 (生息する主な鳥獣) 鳥類：ホオジロ、オオルリ、カケス、ウグイス、アカゲラ、ミソサザイ、アカハラ、ツグミ 等 獣類：カモシカ、ニホンジカ、キツネ、ニホンリス、タヌキ、ノウサギ 等

(2) 再指定の経緯

当地区は昭和47年に鳥獣保護区特別保護地区に指定されて以降、期間更新期に再指定し、現在に至っている。令和3年度に第13次鳥獣保護管理事業計画を策定するに当たり、裾野市から当該地区の再指定の要望を受け、第13次鳥獣保護管理事業計画に指定箇所として位置づけた。

(3) 再指定の理由

当予定地には、オオルリやカモシカ等、多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区特別保護地区として指定し、木竹の伐採や工作物の設置等の行為を規制することにより、鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図る必要が認められる区域である。

また、当予定地は愛鷹連山に位置し、ハイキング者が多く訪れる山域となっており、狩猟の規制によりハイキング者の安全を図る必要もある。

裾野市をはじめ地元の猟友会や森林管理署等の利害関係人からの同意も得られているため、引き続き、鳥獣保護区特別保護地区として再指定する。

(4) 過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去5ヵ年）

ア	有害鳥獣捕獲許可件数	なし
イ	加害鳥獣の種名（被害作物、樹木名等）	なし



2 鳥獣保護区特別保護地区の指定までの事務処理（案）

- (1) 審議会での審議（鳥獣保護管理法第 29 条第 4 項(第 4 条第 4 項を準用)関係)
 静岡県環境審議会（第 1 回）～諮問（6 月 8 日）
 鳥獣保護管理部会での審議（7 月 5 日）
 静岡県環境審議会（第 2 回）から答申（9 月）
- (2) 県公報による告示
 名称、区域、存続期間等の告示（10 月末まで）
- (3) 環境省への届出（第 29 条第 4 項関係）
 静岡県環境審議会への諮問書(写)及び環境審議会の答申(写)